

新潟市議会
新型コロナウイルス感染症対策の変更について

1 会議室等における換気の実施（継続）

引続き、本会議場、委員会室、議員控室等の適切な換気を行う。

2 手指消毒の実施（継続）

引続き、本会議場、委員会室へ入る際には、手指消毒を行う。（消毒液配置）

3 マスク着用の取扱い（変更）

これまで、本会議場、委員会室等ではマスク着用を基本としていたが、令和5年3月6日以降は、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする。

※ 本会議場は、他者との身体的距離が十分確保できる環境であるが、委員会室等においては、密集状態となる場面も想定されるため、必要に応じて適切に判断をお願いする。

4 議会運営委員会及び全員協議会の会場（継続）

引続き、密集状態を緩和するため、議会運営委員会は第1委員会室を、全員協議会は議場を使用する。

5 傍聴自粛のお願い（廃止）

6 その他（継続）

自らの責任において健康管理を徹底し、体温計測を実施するとともに、発熱等の症状（強いだるさや息苦しさ、風邪のような症状、37.5℃以上の発熱等）がある場合には、登庁を自粛する。